

下水道及び農業集落排水施設の使用料について

1 条例について

使用料は市議会の議決を経て、条例に定められます。
現行条例の使用料体系については、3 ページ以降を参照してください。

2 使用料の使途について

使用料は、一般会計からの繰入金と並んで、施設の維持管理費及び建設時点に借り入れた地方債の元利償還金の主要な財源です。

支出の区分	主な財源
建設改良費	補助金、企業債、受益者負担金(分担金)
維持管理費	使用料、他会計負担金等
企業債償還金	使用料、他会計負担金等

3 現行料金水準について

○ 一般家庭使用料の水準（一般家庭1ヶ月20m³）（税込み）

	米子市	令和5年度時点	
		県内都市 平均	山陰都市 平均
公共下水道使用料	3, 429円	3, 257円	3, 380円
農業集落排水施設使用料	3, 429円	3, 242円	3, 393円

※境港市は農業集落排水事業がありません

4 料金改定の経過

【公共下水道】

	改正経過等
昭和49年度	旧米子市、供用開始
昭和50年度	下水道使用料徴収開始
昭和57年度	第1回料金改正 45%
昭和60年度	第2回料金改正 41.1%
昭和63年度	第3回料金改正 42.9%
平成元年度	消費税導入に伴う改正
平成5年度	第4回料金改正 28.7%
平成8年度	第5回料金改正 20.3% 旧淀江町、供用開始
平成9年度	消費税率改定に伴う改正
平成18年度	公共下水道等使用料審議会
平成19年度	第6回料金改正 15.0%
平成24年度	公共下水道等使用料審議会
平成25年度	第7回料金改正 10.0%
平成26年度	消費税率改定に伴う改正
令和元年度	消費税率改定に伴う改正
令和3年度	第8回料金改正 15.0%

【農業集落排水】

	改正経過等
平成6年度	旧淀江町、福岡地区・本宮地区供用開始
平成7年度	旧米子市、尚徳地区供用開始
平成9年度	〃 五千石地区供用開始
平成10年度	〃 成実第1地区・成実第2地区・尚徳第2地区供用開始
平成11年度	旧淀江町、福井地区供用開始
平成12年度	旧米子市 大高第1地区供用開始
平成18年度	春日地区・巖地区供用開始 公共下水道等使用料審議会
平成19年度	第1回料金改正 15.0%
平成20年度	伯仙地区供用開始
平成24年度	旧米子市地区、定額制から累進従量制へ (公共下水道使用料との料金統一) 公共下水道等使用料審議会
平成25年度	第2回料金改正 10.0%
平成26年度	消費税率改定に伴う改正
令和元年度	消費税率改定に伴う改正
令和3年度	第8回料金改正 15.0%

米子市下水道条例（抜粋）

（使用料）

第25条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

使用料区分	排 除 汚 水 量		金 額 (1 か 月 に つ き)	
基本使用料	8 立 方 メートルまで		1,270 円	
超 過 使 用 料	8 立 方 メートルを超え 20 立 方 メートルまでの分	1 立 方 メートルにつき	154 円	
	20 立 方 メートルを超え 50 立 方 メートルまでの分		198 円	
	50 立 方 メートルを超え 100 立 方 メートルまでの分		258 円	
	100 立 方 メートルを超え 250 立 方 メートルまでの分		278 円	
	250 立 方 メートルを超え 500 立 方 メートルまでの分		297 円	
	500 立 方 メートルを超え 1,000 立 方 メートルまでの分		308 円	
	1,000 立 方 メートルを超える分		313 円	
	上 記 の 規 定 に か か わ ら ず、次 に 掲 げ る も の に つ い て は、排 除 汚 水 量 1 立 方 メートルにつき 88 円 と す る。			
	(1) 温 泉 汚 水			
	(2) 公 衆 浴 場 (公 衆 浴 場 の 確 保 の た め の 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 (昭 和 56 年 法 律 第 68 号)第 2 条 に 規 定 す る 公 衆 浴 場 を い う。)か ら 排 除 さ れ る 汚 水			

2 公共下水道に排除される汚水でその処理に特別の費用を要するものについての使用料の額は、前項の規定により算定した使用料の額の3倍の範囲内で規則で定める。

米子市農業集落排水施設条例（抜粋）

（使用料）

第 14 条 使用料の額は、使用者が農業集落排水施設に排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1 か月につき)
基本使用料	8 立方メートルまで		1,270 円
超過使用料	8 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	1 立方メートルにつき	154 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分		198 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分		258 円
	100 立方メートルを超え 250 立方メートルまでの分		278 円
	250 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分		297 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分		308 円
	1,000 立方メートルを超える分		313 円